特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
17	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金（私立）の支給に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡県知事は、高等学校等就学支援金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

福岡県知事

公表日

令和8年10月30日

［令和7年5月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する事務
②事務の概要	【令和8年度以降の本則における事務】 高等学校等の生徒等は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 就学支援金(本則)の受給資格の判定に当たっては、生徒等の国籍・在留資格等が要件となることから、住民基本台帳ネットワークシステムを介して国籍の判定に必要な情報を照会し、その結果に基づき受給資格の判定を行う。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒等からの受給資格認定の申請（入学時・転入時等） ②就学支援金の受給を希望する生徒等からの個人番号の提出 ③住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、生徒等の国籍判定に必要な情報を照会 ④上記③で取得した情報等を基にした受給資格の認定 ⑤受給資格の認定結果の通知 【令和8年度以降の附則における事務】 高等学校等の生徒等は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）（令和８年度以降の附則における事務の場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第8号））に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 就学支援金(附則)の受給資格の判定に当たっては、生徒等の保護者等の所得が一定基準以下であること等が要件となることから、情報提供ネットワークシステムを介して保護者等の税額情報等を照会し、その結果に基づき受給資格の判定を行う。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒等からの受給資格認定申請書の提出 ②就学支援金の受給を希望する生徒等からの保護者等の個人番号の提出 ③情報提供ネットワークシステムを利用し、都道府県及び市区町村への保護者等の税額情報等の照会 ④上記③で取得した情報等を基に受給資格の認定、支給額の決定 ⑤受給資格の認定結果の通知、支給額の判定結果の通知 ⑥受給資格認定を受けた生徒等が7月以降においても引き続き就学支援金の受給を希望する場合には、各学年時の7月に収入状況届出書を提出 ⑦⑥で保護者等の個人番号の提出があった場合は上記③～⑤を実施 ⑧4月申請で不認定となった生徒等のうち、再度7月に受給資格認定申請書を個人番号とともに提出された場合は、上記③～⑤を実施
③システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 住民基本台帳ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名
就学支援金特定個人情報照会ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項　別表 123の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第66条 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律　第4条 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則　第3条 ・住民基本台帳法　第30条の9 ・住民基本台帳法　別表第3　5の5、第30条の11 ・住民基本台帳法　別表第5　6の2、第30条の15 ・住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令　第１条第87項（別表第一） ・住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令　第３条第18項（別表第三） ・住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令　第５条第17項（別表第五）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　151の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	人材育成・活躍推進部私学振興・青少年育成局私学振興課
②所属長の役職名	人材育成・活躍推進部私学振興・青少年育成局私学振興課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒812-8577　福岡県福岡市博多区東公園7番7号 福岡県人材育成・活躍推進部私学振興・青少年育成局私学振興課修学支援係（電話092-643-3139） 福岡県総務部法務・県民情報課情報公開係（電話番号092-643-3104）
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒812-8577　福岡県福岡市博多区東公園7番7号 福岡県人材育成・活躍推進部私学振興・青少年育成局私学振興課修学支援係（電話092-643-3139） 福岡県総務部法務・県民情報課情報公開係（電話番号092-643-3104）
9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　10万人以上30万人未満　]　＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]　＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和8年2月1日 時点
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]　＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　基礎項目評価書及び重点項目評価書　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[　]接続しない（入手）　[○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者、必要な情報の種類、入手方法等を踏まえ、“対象者以外の情報”や“必要な情報”以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の面から講じている。	

9. 監査		
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　 ］ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**［　 ］全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者、必要な情報の種類、入手方法等を踏まえ、“対象者以外の情報”や“必要な情報”以外の入手を防止するための措置を、システム面、人手による作業の面から講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月17日	Ⅰ関連情報／3．個人番号の利用	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下「番号法」という。）第9条第1項、 別表第一第91の項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） 第66条 ○高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第３条	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号） 　第19条第8号　別表第123の項 ○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） 　第66条	事前	
令和7年3月17日	Ⅰ関連情報／4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携／②法令上の根拠	○番号法 第19条第8号、 別表第二第113の項 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） 第58条　各号	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号） 　第19条第8号　別表第123の項 ○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） 　第２条、同条の表151の項、第153条	事前	
令和8年4月1日	Ⅰ関連情報／5．評価実施機関における担当部署／①部署	人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課	人材育成・活躍推進部私学振興・青少年育成局私学振興課	事後	
令和8年4月1日	Ⅰ関連情報／5．評価実施機関における担当部署／②所属長の役職名	人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課長	人材育成・活躍推進部私学振興・青少年育成局私学振興課長	事後	
令和8年4月1日	Ⅰ関連情報／7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求／請求先	〒812-8577　福岡県福岡市博多区東公園７番７号 福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課修学支援係（電話092-643-3139） 福岡県総務部県民情報広報課情報公開係（電話番号092-643-3104）	〒812-8577　福岡県福岡市博多区東公園７番７号 福岡県人材育成・活躍推進部私学振興・青少年育成局私学振興課修学支援係（電話092-643-3139） 福岡県総務部法務・県民情報課情報公開係（電話番号092-643-3104）	事後	
令和8年4月1日	Ⅰ関連情報／8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ／連絡先	〒812-8577　福岡県福岡市博多区東公園７番７号 福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課修学支援係（電話092-643-3139） 福岡県総務部県民情報広報課情報公開係（電話番号092-643-3104）	〒812-8577　福岡県福岡市博多区東公園７番７号 福岡県人材育成・活躍推進部私学振興・青少年育成局私学振興課修学支援係（電話092-643-3139） 福岡県総務部法務・県民情報課情報公開係（電話番号092-643-3104）	事後	
令和8年10月30日	Ⅰ関連情報／1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務／事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金（私立）の支給に関する事務	高等学校等就学支援金の支給に関する事務	事前	
令和8年10月30日	Ⅰ関連情報／1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務／事務の概要	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に基づき、私立高等学校等の在学者に対して、高等学校等就学支援金を支給する事務である。 保護者等の課税額等による受給資格の制限があるため、保護者等の各種税額情報等を照会して受給資格の判定を行う。	【令和8年度以降の本則における事務】 高等学校等の生徒等は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 就学支援金(本則)の受給資格の判定に当たっては、生徒等の国籍・在留資格等が要件となることから、住民基本台帳ネットワークシステムを介して国籍の判定に必要な情報を照会し、その結果に基づき受給資格の判定を行う。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒等からの受給資格認定の申請（入学時・転入時等） ②就学支援金の受給を希望する生徒等からの個人番号の提出 ③住民基本台帳ネットワークシステムを利用し、生徒等の国籍判定に必要な情報を照会 ④上記③で取得した情報等を基にした受給資格の認定 ⑤受給資格の認定結果の通知 【令和8年度以降の附則における事務】 高等学校等の生徒等は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）（令和8年度以降の附則における事務の場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第8号））に基づき、その授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができる。 就学支援金(附則)の受給資格の判定に当たっては、生徒等の保護者等の所得が一定基準以下であること等が要件となることから、情報提供ネットワークシステムを介して保護者等の税額情報等を照会し、その結果に基づき受給資格の判定を行う。 具体的には、以下の手順に従い、特定個人情報の取扱いを行う。 ①就学支援金の受給を希望する生徒等からの受給資格認定申請書の提出 ②就学支援金の受給を希望する生徒等からの保護者等の個人番号の提出 ③情報提供ネットワークシステムを利用し、都道府県及び市区町村への保護者等の税額情報等の照会 ④上記③で取得した情報等を基に受給資格の認定、支給額の決定 ⑤受給資格の認定結果の通知、支給額の判定結果の通知 ⑥受給資格認定を受けた生徒等が7月以降においても引き続き就学支援金の受給を希望する場合には、各学年時の7月に収入状況届出書を提出 ⑦⑥で保護者等の個人番号の提出があった場合は上記③～⑤を実施 ⑧4月申請で不認定となった生徒等のうち、再度7月に受給資格認定申請書を個人番号とともに提出された場合は、上記③～⑤	事前	
令和8年10月30日	Ⅰ関連情報／1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務／システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	高等学校等就学支援金事務処理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 住民基本台帳ネットワークシステム	事前	
令和8年10月30日	Ⅰ関連情報／3.個人番号の利用／法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号） 　第19条第8号　別表第123の項 ○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） 　第66条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項　別表 123の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第66条 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則　第3条 ・住民基本台帳法　第30条の9 ・住民基本台帳法　別表第3　5の5、第30条の11 ・住民基本台帳法　別表第5　6の2、第30条の15 ・住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令　第１条第87項（別表第一） ・住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令　第3条第18項（別表第三） ・住民基本台帳法別表第1から別表第6までの総務省令で定める事務を定める省令　第5条第17項（別表第五）	事前	
令和8年10月30日	Ⅰ関連情報／4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携／法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号） 　第19条第8号　別表第123の項 ○行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） 　第２条、同条の表151の項、第153条	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　151の項	事前	
令和8年10月30日	Ⅱしきい値判断項目／1.対象人数／いつ時点の計数か	令和6年2月時点	令和8年2月1日時点	事前	
令和8年10月30日	Ⅱしきい値判断項目／2.取扱者数／いつ時点の計数か	令和6年2月時点	令和8年2月1日時点	事前	